

## IV 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

### 1 県の役割及び必要な措置についての考え方

- 県としては、合併新法下における更なる合併に向けて、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じ、合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援を行うほか、合併を選択した市町村に対し最大限の支援を行うなど、各地域の取組を積極的に支援する。

### 2 具体的な措置の内容

#### (1) 長野県市町村合併支援方針の策定

「長野県市町村合併支援方針」を策定（平成 20 年 2 月 22 日）し、県としての合併支援に対する基本的な姿勢と具体的な支援内容を明らかにし、体系立てて合併を支援する。

#### (2) 新長野県市町村合併支援本部の設置

知事を本部長とする「新長野県市町村合併支援本部」を中心に、現地機関（地方事務所単位）には「市町村合併地域支援本部」を設置（平成 20 年 2 月 22 日）し、全庁的に合併に向けた取組を支援する。

#### (3) 新長野県市町村合併支援プランによる支援

「新長野県市町村合併支援プラン」を策定（平成 20 年 3 月 28 日）し、以下の項目別に、合併に向けた取組の各段階に応じ県として積極的に支援する。

- 市町村等への助言・情報提供
- 合併構想への位置づけ
- 合併市町村基本計画の作成支援等
- 人的支援
- 行財政に関する支援
- 施策分野別支援